

## 学校法人会計について

学校法人会計は、設置する学校の永続的維持・発展と、教育研究活動の円滑なる遂行を図る目的とともに、国などから交付される補助金にかかる予算の適正な執行を目的とするものです。学校法人では、企業のように営利を目的とすることは許されません。

企業会計では、営業活動の成績を損益計算であらわし、その年度の収益と費用とを正しくとらえることを目的としています。この計算によって経営成績を知り、収益力を高めることに役立てようとするものです。

学校法人会計では、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを計算書類によって財務面から知ることができます。しかも、これらの諸活動は計画（予算）に基づいて運営されなければなりません。

予算は、具体的な教育研究計画等に基づいて編成され、学校法人の当該年度の収入を見積り、どのように効率的に教育研究活動、施設・設備の改善や充実に充てるのかを計画するものです。

学校法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。計算書類は次の3つの柱からなっています。

### ① 資金収支計算書

当該年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

支払資金 … 現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金

### ② 事業活動収支計算書

当該年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにし、経営状況を表します。企業会計の損益計算書の目的に類似した計算書となっています。

事業活動収入 … 学校法人の負債とならない収入を計算したもの

事業活動支出 … 消費する資産の取得価格及び用役の対価に基づいて計算したもの

基本金 … 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額

### ③ 貸借対照表

年度末における資産、負債、正味財産（基本金、消費収支差額など）の状態、つまり財政状態を表すものです。